



県 章

滋賀県公報

平成 27 年 (2015 年)
6 月 15 日
第 4013 号
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示	
保安林予定森林の通知 (森林保全課)	1
社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録 (医療福祉推進課)	2
○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出を取り下げの旨の公告 (中小企業支援課)	3

告 示

滋賀県告示第208号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成27年 6 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 高島市朽木村井字横谷 1-15、1-16 (次の図に示す部分に限る。)、1-17、1-18、1-21・1-22・1-24 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1-52
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第209号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成27年 6 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 高島市マキノ町下開田字祢豆谷534、535-2、字光臚379-2、浦字花谷466-4
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第210号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成27年 6 月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 保安林予定森林の所在場所 高島市朽木古川字大彦谷430-65、430-67、430-70、430-80・430-82から430-86まで・430-130・430-131(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)、430-132、430-133、430-135、430-150

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第211号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成27年 6 月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 保安林予定森林の所在場所 高島市今津町椋川字上自在坊1377-1、1434-1、1434-2、字三疋1477、1481、1483

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第212号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定に基づき、登録特定行為事業者として、次の者を登録した。

平成27年 6 月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	実施する特定行為業務	登録年月日	登録番号

訪問介護事業 所ともに	大津市堅田一 丁目 5-19	株式会社ともに 代表取締役 小 倉健之	大津市堅田一 丁目 5-19	くう かくたん 口腔内の喀痰 吸引 胃ろうまたは 腸ろうによる 経管栄養	平成27. 6. 15	251126117
----------------	-------------------	---------------------------	-------------------	---	-------------	-----------

公 告

大規模小売店舗の変更の届出を取り下げる旨の公告

平成27年5月13日付け大規模小売店舗の変更の届出の公告において公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出について、次のとおり取下げの届出があったので公告する。

平成27年6月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アヤハディオ堅田店 大津市衣川一丁目36-7
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社アヤハディオ 大津市におの浜一丁目1番3号 代表取締役 新居伸之
- 3 取下げの理由 大規模小売店舗の設置者が、方針を変更したため
- 4 取下げの届出があった日 平成27年6月1日

